岡山大学記者発表(2016年7月22日)

ジュニア・ロースクール岡山など学外向け法教育を実施 説明資料

[文責 中村 誠 (大学院社会文化科学研究科 (法学部))]

一 平成28年度の活動予定

1. 第 12 回ジュニア・ロースクール岡山の開催

11月12日(土)午後2時~5時に、岡山弁護士会と岡山大学法学部の共催で、第12回ジュニア・ロースクール岡山を開催予定です。場所は、岡山大学創立50周年記念館2階大会議室です。

テーマ (仮) は「奥が深いぞ、主権者教育 — 私たちが、社会に対してどうやってかかわっていくべきか、もっと掘り下げて考えてみよう。」です。

内容は検討中ですが、次のようなねらいで行う予定です。

平成27年6月に成立し、本年6月から施行された改正公職選挙法により、選挙権年齢が18歳以上となったため、本年7月の参議院議員選挙では「18歳選挙権」や「主権者教育」が話題となりました。

ただし、主権者教育のイメージとして、若年層の投票率を上げるためのもの、授業の形態として模擬選挙・模擬投票をするものと短絡的に思われがちです。主権者教育は、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく、民主主義社会を構成する人々を育成するものと考えられるものであり、今回のジュニア・ロースクールでは、模擬選挙・模擬投票をするだけにはとどまらない、政治問題を主体的にとらえて政治参加をする人々を育成できるような内容の授業を行うことを予定しています。

- 2. 未成年者の契約 10月12日(水)岡山県立岡山一宮高校 (担当:大森秀臣教授) ①成人間の売買契約の事例、②買主が未成年者の事例、③未成年者でも小遣いの範囲で購入する事例、と順次複雑になるように事例を紹介して、それぞれの事例で買主が契約を取り消すことができるかについて議論することを通して、未成年者の契約について学んでもらいます。
- 3. ネットモラル 9月2日(金) 早島町立早島中学校 (担当:中村誠教授) 友達の写真や街の様子の写真を撮り、Twitter などの SNS にアップロードする場合を例に、肖像権とは何か、どのような場合に肖像権侵害になるかを考えます。そして、他人の写真を撮り、SNS にアップロードする場合に注意すべきことを確認します。

4. いじめと人権 10月12日(水) 岡山県立岡山城東高校 (担当:中富公一教授)

6月6日には、岡山県立岡山一宮高校全生徒 1000人を対象に、ネットを使ったいじめ自殺事件 などをとりあげ、ネットでの攻撃がなぜ辛いのか、 SNS と付き合うときにはどのようなことに気をつ けるべきかを事例に基づきながら生徒とともに考 えました。

10月12日の城東高校では、さらに、ウェブサイト上に、友人の悪口を書いたり、先生の悪口を書いたりすることの表現の自由との関係について事例に基づいて考えていく予定です。



5. お金で買えるもの・買えないもの 12月(予定)清心中学校(担当:大森秀臣教授) 財やサービスの売買に関する三つの事例を紹介して、それぞれの事例で財やサービスが 売買できるか/できないかについて議論をしながらその道徳的な根拠を考えてもらい、日 本の現行法ではどのように扱われているかについて知ってもらいます。

二 平成27年度の主な活動

(岡山大学地域総合研究センター『平成27年度活動報告書』より抜粋)

1. 第 11 回ジュニア・ロースクール岡山の開催

11月14日(土)午後1時~5時に、岡山弁護士会と岡山大学法学部の共催で、第11回ジュニア・ロースクール岡山を開催した。

今年度は、中学生7人、高校生20人、計27人の生徒に参加していただき、<u>第</u>1限「インターネットでのその書込み、大丈夫ですか?」、第2限「『正当防衛』ってどんなもの?」について、5人程度のグループで話し合い、考えてもらった。授業の進行は、第1限は本学法学部教員が、第2限は岡山弁護士会の弁護士が担



当した。第1限では岡山大学法学部の演習Ⅱ(情報法)の学生が、第2限では岡山大学法学部法友会の学生が、教材作りに参画するとともに、グループ討議ではチューターとして助言した。グループ討議後の意見発表では、中・高校生は、事例についての法律の考え方をよく理解しながら、多様な意見を発表していた。

2. 清心中学校での法教育授業の実施(担当:大森秀臣教授)

平成 28 年 2 月 15、16 日に、法学部の演習 II (現代法)の学生が企画・作成した教材をもとに、3 年生を対象にして、4 クラスで各 1 回計 4 回の授業を行った。

内容は、「友達の持ち物を壊す」「落とし物を持ち去る」「超能力でケガをさせる」「トランプで賭け事をする」「傘さし自転車で衝突する」など、五つの身近な具体的事例をスライドとシナリオを用いて紹介し、各事例の中である行為が、民事責任、刑事責任のいずれに当たるか、あるいはいずれにも当たる、いずれにも当たらないかを各生徒に 4 択で考えてもらい、それぞれの解答について各班でなぜそのような責任があると言えるかについて討論して答えを出してもらう。この作業を通して、刑事と民事との相違について理解を深めてもらった。

3. 岡山一宮高校での法教育授業の実施(岡山県消費生活センターとの共催)

(担当:大森秀臣教授)

10月14日に、昨年度の法学部の演習Ⅱ(現代法)の学生が作成した教材の改訂版を用いて、2年生を対象に1日間に2クラスで各1回計2回の授業を行った。

内容は、様々な契約の事例を通して、どのような場合に買主が取り消しをすることができるかを考えてもらい、未成年者が契約の中で気を付けるべきことについて学んでもらった。まず、①対等な立場で行われる基本的な売買契約の事例から始め、②買主が未成年者

の事例、③未成年者でも小遣いの範囲で購入する事例まで、と少しずつ契約の形態を変えていくことで、契約の考え方を順次掘り下げて理解してもらった。

4. 実践的社会連携教育プログラムいじめ授業の開発(岡山城東高校など)

(担当:中富公一教授)

子ども達に、自分の身を守り、相手の人権を尊重することの意味を教えるとともに、相 手を理解し、尊重する心を涵養することも重要である。

SNS で生じる身近な事例を素材とし、上述のことを考えさせる教材(事例集および設問)を作成し実践することを目的とした。

また、その事例集を学生とともに作成し、その授業のチューターを担ってもらい、学生 にとってのサービスラーニングとなるよう心がけた。さらに、教師等を対象としたいじめ 授業では、それが彼らの職業教育となることをも目指した。